

付 議 第 7 号

高知県産業人材定着支援基金条例等の一部を改正する条例議案
に係る意見聴取に関する議案

平成29年6月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

参考資料 1

高知県産業人材定着支援基金条例等の一部を改正する条例議案説明

この条例は、独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）が一部改正され、新たに給付型奨学金制度として学資支給金が創設されるとともに、旧来の貸与型の学資金が学資貸与金とされたことを考慮し、関係条例について必要な改正をしようとするものである。

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県産業人材定着支援基金条例（抜粋）

（設置）

第1条 大学等の在学中に独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）から無利息の学資貸与金の貸与を受け、当該大学等を卒業後県内において就業している者に対し、機構への当該学資貸与金の返還を支援することにより、将来における地域産業の中核的な担い手となる人材の確保に資するため、高知県産業人材定着支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

（支援金の交付要件）

第5条 知事は、次の各号に掲げる全ての要件を備えている者に対し、機構への学資貸与金（独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第14条第1項に規定する学資貸与金をいい、同項に規定する第一種学資貸与金に限る。以下同じ。）の返還を支援するための資金（以下「支援金」という。）を交付することができる。

（1）・（2） 略

（3） 大学等の在学中に機構から学資貸与金の貸与を受け、当該大学等の卒業後において機構が定める返還期日及び返還方法に従い、継続して学資貸与金を返還している者であること。

（4） 略

高知県産業人材定着支援基金条例（抜粋）

（設置）

第1条 大学等の在学中に独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）から無利息の学資金の貸与を受け、当該大学等を卒業後県内において就業している者に対し、機構への当該学資金の返還を支援することにより、将来における地域産業の中核的な担い手となる人材の確保に資するため、高知県産業人材定着支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

（支援金の交付要件）

第5条 知事は、次の各号に掲げる全ての要件を備えている者に対し、機構への学資金（独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第14条第1項に規定する学資金をいい、同項に規定する第一種学資金に限る。以下同じ。）の返還を支援するための資金（以下「支援金」という。）を交付することができる。

（1）・（2） 略

（3） 大学等の在学中に機構から学資金の貸与を受け、当該大学等の卒業後において機構が定める返還期日及び返還方法に従い、継続して学資金を返還している者であること。

（4） 略

(支援金の額等)

第6条 支援金の月額、支援金の交付を受ける者が就業期間（継続して業に従事した期間をいい、労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により産前産後の休業をした期間及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第5条第1項の規定に基づき育児休業をした期間を含む。第10条において同じ。）内において機構へ返還した学資貸与金の月額（以下この項において「返還月額」という。）又は機構が定める返還想定月額（支援金の交付を受ける者の学資貸与金の貸与総額に応じて、返還方法が月賦の場合によるものとして機構が定めた額をいう。）のうちいずれか少ない方の額とする。ただし、機構への学資貸与金の返還を滞納したことにより延滞金が生じた場合であって、返還月額に当該延滞金が加算されている場合にあつては、当該返還月額から当該延滞金の額を控除するものとする。

2 機構への学資貸与金の返還方法が併用返還（月賦及び半年賦を併せた返還方法として機構が定めたものをいう。）によるものである場合は、支援金の交付を受ける者が当該返還方法により1年間（2回の半年賦分の返還が含まれる1年間をいう。）に機構へ返還した学資貸与金の総額を12で除した額を、前項の返還月額とみなす。

3 第10条第1項の規定により交付する支援金の総額は、支援金の交付を受ける者が大学等の在学中に貸与を受けた学資貸与金の総額の2分の1に相当する額又は25,000円に支援金の交付を受ける者が大学等の在学中に学資貸与金の貸与を受けた月数を乗じて得

(支援金の額等)

第6条 支援金の月額、支援金の交付を受ける者が就業期間（継続して業に従事した期間をいい、労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により産前産後の休業をした期間及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第5条第1項の規定に基づき育児休業をした期間を含む。第10条において同じ。）内において機構へ返還した学資金の月額（以下この項において「返還月額」という。）又は機構が定める返還想定月額（支援金の交付を受ける者の学資金の貸与総額に応じて、返還方法が月賦の場合によるものとして機構が定めた額をいう。）のうちいずれか少ない方の額とする。ただし、機構への学資金の返還を滞納したことにより延滞金が生じた場合であつて、返還月額に当該延滞金が加算されている場合にあつては、当該返還月額から当該延滞金の額を控除するものとする。

2 機構への学資金の返還方法が併用返還（月賦及び半年賦を併せた返還方法として機構が定めたものをいう。）によるものである場合は、支援金の交付を受ける者が当該返還方法により1年間（2回の半年賦分の返還が含まれる1年間をいう。）に機構へ返還した学資金の総額を12で除した額を、前項の返還月額とみなす。

3 第10条第1項の規定により交付する支援金の総額は、支援金の交付を受ける者が大学等の在学中に貸与を受けた学資金の総額の2分の1に相当する額又は25,000円に支援金の交付を受ける者が大学等の在学中に学資金の貸与を受けた月数を乗じて得た額のうち

た額のうち、いずれか少ない方の額を限度とする。

(支援候補者の選考)

第7条 知事は、毎年度予算の範囲内で、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる全ての要件を備えている者のうちから選考の上、当該年度における支援候補者を決定するものとする。

(1) 略

(2) 大学等の在学中に学資貸与金の貸与を受けた者であること。

(3)・(4) 略

2 略

(支援候補者の報告義務等)

第8条 支援候補者は、毎年度、規則で定めるところにより、就業状況及び機構への学資貸与金の返還状況について、知事に報告しなければならない。

2 略

(支援候補者の資格の取消し)

第9条 知事は、支援候補者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を取り消すことができる。

(1)～(3) 略

(4) 支援候補者が機構から学資貸与金の返還を免除されたとき。

(5)～(9) 略

2 略

(支援候補者の資格の取消し)

第10条 略

ち、いずれか少ない方の額を限度とする。

(支援候補者の選考)

第7条 知事は、毎年度予算の範囲内で、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる全ての要件を備えている者のうちから選考の上、当該年度における支援候補者を決定するものとする。

(1) 略

(2) 大学等の在学中に学資金の貸与を受けた者であること。

(3)・(4) 略

2 略

(支援候補者の報告義務等)

第8条 支援候補者は、毎年度、規則で定めるところにより、就業状況及び機構への学資金の返還状況について、知事に報告しなければならない。

2 略

(支援候補者の資格の取消し)

第9条 知事は、支援候補者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を取り消すことができる。

(1)～(3) 略

(4) 支援候補者が機構から学資金の返還を免除されたとき。

(5)～(9) 略

2 略

(支援候補者の資格の取消し)

第10条 略

2 前項の就業期間内に機構から学資貸与金の返還期限猶予を受けた期間があったときは、就業期間から当該期間を除いて、それぞれの就業期間の経過がなければならないものとする。

3 略

(調査)

第14条 知事は、支援候補者の決定、その資格の取消しその他支援金の交付に関し必要があると認めるときは、当該支援候補者又は被交付者の就業状況、学資貸与金の返還状況等について調査することができる。

2 前項の就業期間内に機構から学資金の返還期限猶予を受けた期間があったときは、就業期間から当該期間を除いて、それぞれの就業期間の経過がなければならないものとする。

3 略

(調査)

第14条 知事は、支援候補者の決定、その資格の取消しその他支援金の交付に関し必要があると認めるときは、当該支援候補者又は被交付者の就業状況、学資金の返還状況等について調査することができる。

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例（抜粋）

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例（抜粋）

（修学奨励資金の貸与）

（修学奨励資金の貸与）

第2条 高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次に掲げる要件を備えている者に対し、修学奨励資金を貸与することができる。

第2条 高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次に掲げる要件を備えている者に対し、修学奨励資金を貸与することができる。

（1）・（2） 略

（1）・（2） 略

（3） 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）による学資の貸与若しくは支給又は国若しくは県からの修学資金等の貸与若しくは給付を受けていない者であること。

（3） 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）による学資の貸与又は国若しくは県からの修学資金等の貸与若しくは給付を受けていない者であること。

（4） 略

（4） 略

2 略

2 略

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例（抜粋）

（奨学金の貸与）

第2条 高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件を備えている者に対し、奨学金を貸与することができる。

（1）・（2） 略

（3） 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）による学資の貸与若しくは支給又は母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による修学資金その他国若しくは県からの奨学金等（教育委員会規則で定める奨学金等を除く。）の貸与を受けていない者であること。

2 略

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例（抜粋）

（奨学金の貸与）

第2条 高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件を備えている者に対し、奨学金を貸与することができる。

（1）・（2） 略

（3） 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）による学資の貸与又は母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による修学資金その他国若しくは県からの奨学金等（教育委員会規則で定める奨学金等を除く。）の貸与を受けていない者であること。

2 略

独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案の概要

趣旨

意欲と能力があるにもかかわらず、経済的事情により高等教育への進学を断念せざるを得ない者の進学を後押しするため、給付型奨学金制度の創設に係る必要の措置を講ずる。

【関連閣議決定等】

- ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）
- 未来への投資を実現する経済対策（平成28年8月2日閣議決定）

概要

<学資の支給>【第3条、第13条、第17条の2及び第17条の3、新旧P1・2・4】

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の目的及び業務として「学資の支給」を位置づける。
- (2) 機構は、特に優れた学生等であって経済的に極めて修学に困難があると認定された者に対して学資の支給を行う。
他方で、学生等の学業が著しく不良となった等の場合には、学資支給金を返還させることができることとする。

<学資支給基金の創設>【第23条の2及び第23条の3、新旧P5・6】

- (3) 学資の支給に係る業務等に要する費用に充てるため、「学資支給基金」を設け、当該基金を充てる業務について区分経理を行うこととする。

施行期日

平成29年4月1日（注） ※日切れ扱い

（注）平成29年度進学者に対して一部先行的に実施
平成30年度進学者からの本格的な実施に向けて、平成29年4月より予約採用の手続を開始

【参考】支給の対象、金額、規模について（予定）

（対象となる要件）

- 支給対象となる学校種は、大学（学部）、短期大学、高等専門学校、専門学校
- 支給対象者は、住民税非課税世帯で一定の学力・資質要件を満たしている者

（支給額）

- | | | |
|--|---------|-----------------------|
| ・ 国立・公立に自宅から通学する者 | : 月額2万円 | } ← 平成30年度
進学者から支給 |
| ・ 国立・公立に自宅外又は私立に自宅から通学する者 | : 月額3万円 | |
| ・ 私立に自宅外から通学する者 | : 月額4万円 | } ← 平成29年度
進学者から支給 |
| ・ 社会的養護が必要な学生等（児童養護施設退所者等）
については、上記の該当する額 | | |
- ※ 社会的養護が必要な学生等には、加えて、24万円を入学時に支給。

（対象規模）

本格実施となる平成30年度以降は1学年あたり約2万人を想定（一部先行的に実施する平成29年度においては、約2,800人が見込まれている）

高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与制度について

【概要】

1 趣旨

働きながら高等学校の定時制課程又は通信制課程に在学する生徒に対し、修学奨励資金を貸与することにより、修学を容易にし、教育の機会均等に資することを目的とする。

2 貸与要件

- (1) 年間を通じて経常的収入を得る職業（定職）に就いていること。
- (2) 卒業を目的として、県内の高等学校の定時制課程又は通信制課程に在学していること。
- (3) 経済的理由により著しく修学が困難であること。
- (4) 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与を受けていないこと。
- (5) 国若しくは県からの修学資金等の貸与若しくは給付を受けていないこと。
- (6) このほか、教育委員会が必要と認める要件

3 貸与月額

	定時制課程		通信制課程
	公立	私立	公立・私立
1年次	14,000円	29,000円	14,000円
2年次	14,000円	29,000円	14,000円
3年次	14,000円	29,000円	14,000円
4年次	14,000円	29,000円	14,000円

【改正点】

1 貸与要件の改正

独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与を受けていないこと。



「学資の貸与若しくは支給」に改める。

2 理由

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正

給付型奨学金制度の創設により、従来の貸与型奨学金に加えて、返還の必要のない給付型奨学金を支給するもの。

※給付金額(月額)：H29年度 40,000円、H30年度以降 20,000円～40,000円

- (2) 定時制課程又は通信制課程に在学する可能性

過去に、機構の給付型奨学金を支給された者が、将来にわたり、働きながら定時制課程又は通信制課程に在学することは可能である。

《例》①大学卒業生(文学部)が就職し、働きながら定時制の工業科に入学する場合

②高知高専卒業生が就職し、働きながら定時制の普通科に入学する場合

- (3) 貸与型とのバランス

現行条例では貸与型を受けていないことを要件としている。返還の必要のない給付型について、支給を受けていないことを要件とするのは妥当と判断する。

高等学校等奨学金貸与制度について

【概要】

1 趣旨

高等学校等において勉学する意欲と能力を持ちながら、経済的理由により修学が困難な者に対して、奨学金を貸与することにより、教育の機会均等を図り、人材育成を目的とする。

2 貸与要件

- (1) 高等学校等に在学していること。
- (2) 保護者が県内に居住していること。
- (3) 経済的理由により著しく修学が困難であること。
- (4) 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与を受けていないこと。
- (5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金の貸与を受けてないこと。
- (6) 国若しくは県からの奨学金等の貸与を受けていないこと。

3 貸与月額

国公立	18,000 円 又は 23,000 円
私立	30,000 円 又は 35,000 円

【改正点】

1 貸与要件の改正

独立行政法人日本学生支援機構法による 学資の貸与 を受けていないこと。



「学資の貸与若しくは支給」に改める。

2 理由

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正

給付型奨学金制度の創設により、従来の貸与型奨学金に加えて、返還の必要のない給付型奨学金を支給するもの。

※給付金額(月額)：H29 年度 40,000 円、H30 年度以降 20,000 円～40,000 円

- (2) 高等専門学校に在学する生徒

高等専門学校の 3 年次から 4 年次に進級する者が給付型の対象となる。

《例》高知高専に入学し、1 年次から 5 年次まで高等学校等奨学金の貸与を受ける者が、4 年次から機構の給付型に切り替える場合

- (3) 貸与型とのバランス

現行条例では貸与型を受けていないことを要件としている。返還の必要のない給付型について、支給を受けていないことを要件とするのは妥当と判断する。